

養父市いじめ防止基本方針

令和7年4月

はじめに

子どもたちは私たちの宝であり、地域や社会の希望であり、養父市の未来を切り拓く可能性に満ちたかけがえのない存在である。子どもたちは、生まれながらにして、一人一人が人間として尊重され、成長が保障されなければならない。

一方で、いじめにより、子どもたちが自ら命を絶つという痛ましい出来事が全国各地で起きている。

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な発達及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。また、養父市の全ての教育活動の根底に位置付けられている人権教育の根幹を揺るがす問題でもある。さらに、近年、インターネットを介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化するいじめの問題を踏まえ、その解決を図るために、学校、家庭、地域は互いに連携協力し、その変化にも対応できる取組の推進に努めなければならない。

養父市及び養父市教育委員会は、国の「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）及び「兵庫県いじめ防止基本方針」（平成 26 年 3 月策定）の内容を踏まえ、これまで示してきた事項をあらためて確認し徹底するとともに、教育委員会をはじめとする行政部局、学校内での組織的な対応や、家庭・地域・関係機関との連携など一層の取組強化を図るため、いじめの防止等の対策の基本的な方針として、これを策定するものである。

第 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は以下の点に基づき行われるものとする。

- 1 いじめは、全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを大人や児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、全ての大人や児童生徒がいじめを認識しながら決して放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、市・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、市民総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 1 いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢

児童生徒が未来への明るい希望を抱き、心身ともに健康で豊かな人間性を備えて成長していくことは、私たち大人にとって普遍の願いである。したがって、私たち大人は、児童生徒にとって安全・安心な学びの場と、心の居場所となる心安らぐ生活の場を提供することが重要である。その中で、児童生徒は、学習活動をはじめとして様々な活動を通し、自ら考え判断し、主体的に行動する力を身につけ、いじめの問題をはじめ様々な課題を乗り越える力を獲得するものである。

そのために、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を強く認識し、一体となり、児童生徒の健全な成長のために取り組むことが大切である。そして、学校は、教職員の情熱と、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会との連携の中核となり、いじめの問題の克服に向けた取組を進めなければならない。

また、教育委員会は、いじめの問題の克服のために、市長部局や警察等関係機関と連携を密にししながら、学校・家庭・地域社会を支援する取組を行わなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。（文科省「いじめ防止基本方針」から）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として認められ、早期に警察に相談すべきものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ・いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- ・いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

4 発達段階に応じたいじめの防止のための態度形成

(1) 小学校低学年

- ・「人として、行ってはならないこと」についての理解や集団のルールを守る態度など善悪の判断や規範意識の基礎の形成、自然への畏怖や美しいものに感動する心を持つなど感性の育成を図る。
- ・自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で他者に接する態度を身に付けさせる。
- ・オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、相手を傷つける場合もあるこ

とを、子どもの状況に応じて考えさせる。

(2) 小学校高学年

- ・自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養し、集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成を図る。
- ・公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしようとする態度を身に付けさせる。
- ・インターネット上の書き込みが人を傷つけたり、自分がトラブルに巻き込まれる危険性があることを理解させるなど、情報モラルの基礎を培う。

(3) 中学校

- ・自己を見つめ、その向上を図るなど人間としての在り方や生き方に関する思考を育む。
- ・相手を思いやり、相手を尊重し、周りの目を気にすることなく、自ら正しいと判断した行動をとれる態度を身に付けさせる。
- ・インターネット利用の光と影の部分疑似体験により理解させるなど、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせる。

(4) 高等学校

- ・自らの個性、適性を伸ばし、自分にふさわしいよりよい生き方について考えさせる。
- ・自発的、自治的な活動の中で、様々な役割を果たし期待に応えながら、自他の生命や人権を尊重し、社会性や自律性を高めるなど、人間的成長を図る。
- ・インターネット上の誹謗中傷や犯罪行為の事例等を用いて、いじめの問題点について考えるなど、情報モラル、情報リテラシーを向上させる。

5 いじめの問題の克服に向けた学校・家庭・地域社会の基本的な役割

いじめの問題の克服のため、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して児童生徒一人一人の成長を促すことが重要である。

(1) 学校の役割

ア 学校における、全ての教育活動を通して「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を基盤とした生きる力の育成に取り組む。

イ 学級活動、児童会・生徒会活動、学校・家庭・地域社会での活動等を通して、児童生徒に自ら考え、実行する機会を与え、いじめの防止等の活動やインターネット、携帯電話等の活用についてのルールづくり等に取り組ませる。

ウ 児童生徒に、互いを思いやり尊重し合うことが大切であることを理解させるとともに自尊感情や自己有用感、規範意識の醸成に努める。

エ 教職員のいじめの問題への対応力の向上に努めるとともに、教育相談体制を充実させ、深い児童生徒理解の下、悩みをよく傾聴し、「一緒に考える」という姿勢で生徒指導を進める。

オ 学校・家庭・地域社会の連携を進め、協働していじめの問題の克服に努める。

カ 複雑化、多様化するいじめの現状を教職員が共通理解した上で、児童生徒への日常的な指導や保護者・地域社会への啓発に取り組む。

(2) 家庭の役割

ア 「子どもたちは家族からの愛情に包まれ、心の居場所がある中で、他者への思いやりを持ち、調和のとれた人間関係を形成することができる」ということをしっかりと認識した上で家庭教育を進める。

イ 保護者の責務として基本的な倫理観、規範意識、市民意識、社会の形成者としての認識、自立心等を育む。

ウ 子どもたちが自分の悩みを安心して打ち明けられるような家族関係を築く。

エ 日頃から、学校と連携し信頼関係を築き、我が子がいじめの被害にあった場合や、いじめに関わっていた場合には、どうしていくべきかを我が子と共に考え、学校と一緒に問題解決に向け協力して取り組む姿勢を持つ。

オ 法令に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話等のツールの使用に関して家庭のルールづくりを行い、実行していく。

(3) 地域社会の役割

- ア 子育てに不安を抱える保護者を孤立させず、「地域の子どもは地域で守り育てる」という教育支援機能を活性化させる。
- イ 地域行事や伝統行事を通して、子どもたちに自分たちも地域の一員であるという住民意識を育成するとともに、地域社会という学校以外の大人から人間としての在り方や生き方を学ぶ機会をつくる。
- ウ いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識のもと、地域における見守り活動や学校、家庭との連携を推進する。
- エ 大人社会のありようについて真摯に考え、いじめの問題の克服に向けて子どもたちの目標となり得るよう努める。

第3 いじめの防止等に関する市の施策

1 養父市いじめ防止基本方針の策定

市はいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国及び県のいじめ防止基本方針を参考に、「養父市いじめ防止基本方針」を策定する。

市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、必要に応じて市基本方針及び施策の改善を図っていく。

2 養父市いじめ防止対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、学校、教育委員会、法律関係者、こども家庭センター、警察、その他の関係者により構成される「養父市いじめ防止対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図り、専門的な知見を持った第三者からの意見を求める。

3 未然防止

(1) 心の教育の充実

ア 人間としてよりよく生きようとする力を高める道德教育の推進

体験的・実践的な活動や人間的なふれあい等を通して、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育むとともに、思いやりや寛容の心に満ちた人間関係を築こうとする態度を養う。また、家庭・地域社会との連携のもと、基本的な生活習慣の確立や郷土を愛する心の育成を図るとともに、社会生活上のルールを守ろうとする規範意識を高め、道德的实践力を育成する。

イ 自立と共生を目指す人権教育の推進

異校種間の連携のもと、全教育活動を通して確かな人権意識を培い、いじめの防止に努めるとともに、一人一人を大切に教育活動を展開し、自尊感情や自ら学ぶ意欲を高める。

(2) 望ましい人間関係を築く特別活動の推進

学級活動や児童会・生徒会活動、学校行事等の望ましい集団活動や体験的な活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、自己の生き方について考えを深め、集団の一員として自己を生かす能力を養う。また、児童生徒が、学級・学校内の問題に気づき、協力し合って自らの手で解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する。

(3) 体験活動の充実

「環境体験事業」、「自然学校」、「トライやる・ウィーク」等の集団活動や自然体験活動を推進し、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育む。また、異校種間の連携や地域社会における異年齢・異世代交流活動を積極的に取り入れ、自主性・社会性を養うよう努める。

(4) 芸術・文化活動の充実

芸術に触れる機会や文化的な体験活動を充実させることにより、美しいものに感動する心を育てる。また、児童生徒の自主的・自発的な芸術・文化活動を通して、個性・能力の伸長

を図りながら、感性を高め、豊かな情操を養うよう努める。

(5) 自尊感情・自己有用感の育成

学校における特別活動や、家庭や地域の中での子どもの主体性を大切にしたい取組の充実を図り、健全な自尊心を育成し、自尊感情や自己有用感を高める。

(6) 異校種間連携教育の推進

保幼小連携の推進、小中連携等、校種間の連携に努め、各校種間相互理解に基づく滑らかな接続の実現を図るとともに、児童生徒の発育の適時性と連続性を重視した指導を展開し、学力の向上と人間関係力の育成に取り組む。

学力の向上と人間関係力の育成は、児童生徒の居場所づくりや絆づくりに直結するものである。これらは一人一人の児童生徒に、集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認めあえる人間関係、学級・学校風土を自らがつくり出していく力を育てていく。

(7) わかる授業の推進

学力に対する自信のなさや不安等は、児童生徒にとって大きなストレスの要因となっている。そこで、いじめや生徒指導上の諸問題の未然防止のために、学力の向上を目指した授業改善を通して、全ての児童生徒が参加・活躍できるわかる授業づくりを進める。

(8) 教職員の研修の充実

全ての教職員は、児童生徒の人格形成に深く関わる者として、豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力等を高める必要がある。また、いじめの問題に対しても的確に対応できる知識・技能を身に付けることが重要である。そこで、教職員の経験年数や個々の課題に応じた研修を実施し、法令の理解や危機管理意識の向上により、保護者や地域社会の人々の期待に応えられる実践的指導力の向上に努める。

(9) いじめに関する調査研究等の実施

いじめを予防するために、有効な教育活動を検討する。また、心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の積極的な活用を進めるとともに、各校での事例収集に努める。

(10) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

児童生徒及びその保護者、教職員、地域に対して必要な広報や啓発活動を行う。

(11) 教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保

事務作業や会議の効率化等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりを持って児童生徒と関わる時間を確保し、一人一人の児童生徒の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に適切に取り組む体制を整備する。

4 早期発見

(1) 学校における相談体制の整備

スクールアドバイザーを教育委員会に配置したり、兵庫県教育委員会から派遣されたスクールカウンセラーを学校に配置したりして相談体制を整備し、児童生徒や保護者の悩みをいち早く察知し、いじめの早期発見に役立てる。

(2) 相談窓口の整備

いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備や相談窓口の周知を行う等、いじめの早期発見に努める。

(3) 学校における実態調査

少なくとも学期に1回のアンケート調査と教育相談を実施し、児童生徒の実態の把握に努めるとともに、担任と養護教諭、スクールカウンセラー等との連携を進め、児童生徒が発信するSOSをいち早く察知できるように取り組む。

5 早期対応

(1) いじめの認知

教育委員会は、学校との定期的な情報交換により、情報共有やいじめ認知件数の把握を行う。また、いじめが発生した場合、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導助言等、必要な支援を行う。

(2) 問題解決に向けた専門家の派遣

教育委員会は、当該いじめ事案の解消に向けて助言を行うためにスクールソーシャルワーカーなど学校の求めに応じて派遣される者の確保等、必要な措置を講ずる。

6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童生徒や教職員、保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について、PTA等と連携して学習する機会を確保するよう努める。

インターネット環境を第一義的に管理する立場にある保護者には、児童生徒を取りまくネット環境の現状や、家庭においてツールの使用時間や活用方法等のルールをつくりそれを守ることの大切さや、保護者の責務を周知する。

7 家庭や地域社会との連携

学校と家庭、地域社会の連携促進を図るため、学校運営協議会制度や地域連携活動を推進し、学校・家庭・地域社会が一体となり、いじめの問題に取り組めるよう、啓発を進める。

(1) 学校運営協議会制度の充実

学校運営協議会制度の一層の活用・充実に図り、学校教育への参画・協働を促進して学校教育を地域社会が支える仕組みを再構築し、地域の学校であるという意識を醸成するとともに、児童生徒には地域の一員としての意識を高める取組を推進する。また、各学校のいじめの防止等の取組が効果的に進められているかどうかを評価し、取組の一層の充実に資する提言等を行う。

(2) 地域連携活動の推進

家庭や地域社会と連携・協働した学校・家庭・地域ふれあい活動等を通して、学校行事、児童会・生徒会活動の活性化を図り、異校種の児童生徒同士や地域の大人との交流を深め、協力し合いながら互いを認め合う人間関係を築くとともに、地域の一員としての意識を育むようにする。また、児童生徒が大人に相談したり、大人同士が協議したりする場を設けるよう啓発する。

8 関係機関との連携

教育委員会は、関係機関が連携して情報共有体制を充実し、いじめの防止等の対策が行われるようにする。また、保育所・認定こども園と小学校間、小・中・高等学校間の連携により、孤立しがちな児童生徒や発達障害等特別な配慮を要する児童生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。

第4 いじめの防止等に関する学校の取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

各学校は、国や県、市の基本方針を参酌して、自校の実情に応じたいじめの防止等の基本的な方向や対策の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めなければならない。学校いじめ防止基本方針の改定に当たっては、いじめ対策の具体的方策を設定するとともに、取組を年間計画として定める。定期的に点検・評価を行い、改善に努める。

(1) 学校いじめ防止基本方針

「学校いじめ防止基本方針」は、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。なお、策定見直しに当たっては学校の職員のみならず、児童生徒、保護者、地域住民と話し合う機会を設けて、意見を取り入れるよう努める。

(2) いじめ対応チーム等の校内組織

いじめ問題への対応に当たっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が必要である。そのため法第22条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等のため、中核となる校内組織を設置する。

(具体的役割)

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ・具体的で実効性のある校内研修の企画
- ・実態把握や情報収集を目的とした取組
- ・いじめが生じた際の組織的な対応
- ・いじめ事案の事実関係を調査する母体
- ・保護者や地域社会への情報提供
- ・いじめの対応に関する校内研修の企画
- ・いじめの防止等についての取組の検証、改善等

2 未然防止

(1) 学校の全教育活動を通じた豊かな心の育成

未来を担う児童生徒に、希望と勇気を持ってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育てる。この推進にあたっては、豊かな体験活動や道徳教育の要となる「道徳の時間」を充実させることが重要である。

また、自他の大切さを認め合い尊重し合う態度を養うとともに、コミュニケーション能力を高めるなど、自己の能力を生かした社会的自立の基礎を育む。

(2) 自尊感情・自己有用感の育成

家庭や地域の人々の協力を得ながら、全ての児童生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。さらに、児童生徒の自己有用感の高揚を図るとともに、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、自己肯定感を高め、健全な自尊感情を形成するよう努める。

(3) 確かな学力の育成

ア 学習指導要領に基づき、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程を編成し、一人一人が成就感や達成感を味わえるような授業の充実に努める。

イ 児童生徒の能力や適性、興味・関心等、一人一人の状況を的確に把握し、「わかる授業」の展開を推進する。そのために、教職員一人一人が積極的に授業改善に取り組むとともに、ICT機器やデジタルコンテンツ等を積極的に活用し、個の能力・特性に応じた学びや児童生徒同士での協働的な学びの充実に努める。

ウ 体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達段階に応じた指導を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、学習の基盤を構築する。

(4) 小中連携の推進

小中学校の教職員の協働により、一貫性・連続性のある指導を通して、「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図る。また、人・環境・文化等の地域資源を教育活動と結びつけ、地域社会で児童生徒を育成する取組を進める。

(5) 校内研修の充実

兵庫県教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」・「いじめ未然防止プログラム」を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる研修を実施し、児童生徒理解を深める。

なお、体罰は、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、兵庫県教育委員会作成の「No!体罰」等を活用した研修を実施する。

3 早期発見

(1) 児童生徒の実態把握

少なくとも学期に1回のアンケート調査や教育相談を実施するとともに、生活ノート、家庭訪問等を通して、日常的に児童生徒の様子を把握するとともに、養護教諭やスクールカウ

ンセラー等との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知する取組を進める。

なお、アンケート調査については、記入しやすい環境を整えた上で、各校の状況に応じて記名式や無記名式を採択もしくは併用して実施する。

(2) 相談しやすい環境づくり

スクールカウンセラー等と連携してカウンセリングルームの機能を充実させるとともに、児童生徒が心を開いて相談しやすい環境を整備する。

また、教職員は常に共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするとともに、養護教諭やスクールカウンセラー等との情報連携を進める。

4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、これを軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

そこで、いじめの情報を得た時には、校長は、迅速にいじめ対応チームを招集し、以下の点に留意して組織的に対応する。

(1) 正確な事実把握

ア 当事者双方及び周りの児童生徒から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。

イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針の決定

ア 指導のねらいを明確にする。

イ 全ての教職員の共通理解を図る。

ウ 対応する教職員の役割分担を行う。

エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

(3) 児童生徒への指導・支援

＜被害児童生徒への対応及び支援＞

- ・被害児童生徒への対応にあたっては、被害児童生徒を守り通すという姿勢のもと、保護者に連絡の上、以下のような対応及び支援を講じていくことが必要である。被害児童生徒の心的な状況等を十分確認し、被害児童生徒や情報を提供した児童生徒を守り通すことを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聴き取る。
- ・被害児童生徒にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童生徒に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援する。
- ・被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童生徒が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ・被害児童生徒が、加害児童生徒との関係改善を望む場合には、学校教職員や保護者等の同席の下、謝罪・和解の会を開くなどして、関係修復を図る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも継続して見守り、十分な注意を払いながら、折りに触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。
- ・児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立てがあったときは、いじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態が発生したもとして調査等に当たる。

＜加害児童生徒に対する措置＞

加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や障害特性などに配慮した上で、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- ・いじめたとされる児童生徒から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、学校は、教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教職員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめ

- させ、再発防止の措置を講ずる。
- ・迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
 - ・加害児童生徒が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
 - ・児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意していじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、対応する。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、児童生徒に対して、適切に懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

<集団への働きかけ>

いじめについては当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように指導していく。

特に、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。さらに互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(4) 保護者との連携

- ア 直接会って具体的な事実を伝え、対応策を話し合う。
- イ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ウ 家庭での指導の徹底を依頼し、再発防止に向け取り組む。

(5) 事後の対応

- ア スクールカウンセラー等の相談等を通して、いじめを受けた児童生徒の心のケアを図る。
- イ いじめを受けた児童生徒の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
- ウ 心の教育の充実を図り、児童生徒の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
- エ 関係児童生徒や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
- オ いじめを行った児童生徒の状況に応じ、適切な関係機関との連携を進める。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上のいじめはパスワード付きのサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス）や携帯電話等のメールを利用して行われることが多く、大人の目に触れにくく発見しにくい。児童生徒が、今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要があり、保護者においてもこれらの問題について理解を求めておくことが必要である。

ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとることとするが、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局等、関係機関の協力を求める。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄の警察に相談・通報する。ただし、学校単独で対応が困難と判断した場合には、教育委員会と相談しながら外部の専門機関に援助を求めるなどの対応を考えることも必要である。

なお、保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

6 家庭や地域社会との連携

(1) 家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。保護者は児童生徒の教育について第一義的責任を負うものであり、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うためには、家庭との連携の強化が重要である。また、保護者といじめの実態や学校いじめ防止基本方針について、情報交換、協議できる場を設ける。

(2) 地域との連携

児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童生徒に対して地域の取組などへの参加を促すことも有効である。

7 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携することが重要である。

いじめの問題の背景として養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや民生委員・児童委員等の協力を得る。

いじめを受けた児童生徒の外傷及び心的外傷が認められる場合は、積極的に学校医や医療機関との連携を行う。

第5 重大事態への対処

1 重大事態の意味（法 第 28 条第 1 項）

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校が重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。その後、速やかに教育委員会を通じて文部科学省に報告する。

(2) 調査主体について

学校から重大事態発生を報告を受けた教育委員会は、その事案についてどのような調査を行うか、どのような調査組織とするかについて判断する。

(3) 調査を行うための組織

ア 学校が主体となる場合

各学校に設置している「いじめ対応チーム」を母体とし、当該重大事案の態様に応じて当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、外部の専門機関からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

イ 教育委員会が主体となる場合

教育委員会が調査を行う際には、そのいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係のない第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保する。その上で、関係する保護者の要望を十分に把握し、法律、医療、教育、心理、福祉等から適切な人員を選び、「養父市いじめ問題調査委員会」を組織する。

(4) 調査の実施

重大事態調査の開始（重大事態調査委員会の初回開催日）が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の委員の構成状況に係る情報等について、学校は教育委員会を通じて文部科学省に報告する。

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。

(5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について養父市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

(6) 調査結果の報告

教育委員会又は学校は、調査結果について市長と文部科学省に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

3 再調査及び結果を踏まえた措置

(1) 再調査

教育委員会から報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に従い、報告された調査の結果について「養父市いじめ防止総合対策委員会」を設置し、再度調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、養父市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生予防のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長は、その結果を市議会に報告しなければならない。

第6 いじめの防止等の検証及び見直し

この基本方針に基づくいじめの防止等の対策については、養父市いじめ問題対策連絡会において総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しをする。